藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク

**交流・連携強化事業　セミナー・交流会**

**企画運営業務委託事業者選考募集要領**

１　業務の概要

1. 業務名称

セミナー・交流会企画運営業務

1. 履行期間

契約の日から令和2年3月31日まで

1. 目　　的

平成23年に農林産物の需要拡大と産業の振興を図るため、「藤枝市農商工連携・６次産業化推進ネットワーク」（以下、ネットワーク）を構築し、農林業と他産業との連携による新商品、新サービス、販路拡大、地域ブランド等の創出にかかわる取り組みを行っている。

本業務では、セミナー及び交流会を通して、ネットワーク会員間の情報共有及び連携強化を図り、６次産業商品開発のきっかけづくりを行うことを目的とする。

1. 事業内容

別紙仕様書の通り

２　参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

1. 藤枝市内に主たる事務所をおく事業者であること。
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４第１項に該当する者でないこと（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む）。
3. 藤枝市入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領による指名排除を受けていないこと。

３　選考スケジュール

1. 公募開始　　　　　　　　　　　　令和元年5月17日（金）
2. 参加申込書の提出期限　　　　　　令和元年5月22日（水）
3. 企画提案書の提出期限　　　　　　令和元年5月29日（水）
4. プレゼンテーション開催日　　　　令和元年5月31日（金）
5. 選定結果通知　　　　　　　　　　令和元年6月 7日（金）
6. 契約締結　　　　　　　　　　　　令和元年6月12日（水）予定

４　参加申込書および企画提案書の提出

1. 提出書類

①　参加申込および資格確認に必要な提出書類

* + 1. 参加申込書（第１号様式）　　　　　　　　　　　　　　１部
    2. 返信用封筒（送付用の切手を貼付したもの）　　　　　　１部

　　※参加資格審査結果通知書用

②　企画提案に必要な書類

1. 会社概要（様式は任意）　　　　　　　　　　　　　　１０部
2. 業務の実施体制調書（様式１）　　　　　　　　　　　１０部
3. 企画提案書（様式は任意）　　　　　　　　　　　　　１０部
4. 見積書（明細書添付。様式は任意）　　原本１部＋複写１０部
5. パワーポイントデータ　　　　　　　　　　　　　　　　1式

（2）提出期限

①　参加申込および資格確認に必要な提出書類

令和元年5月22日（水）17：00まで（必着）

②　企画提案に必要な書類

令和元年5月29日（水）17：00まで（必着）

（3）提出場所　　ネットワーク事務局（藤枝市産業振興部産業政策課）

　　　　　　　　〒426-0026　静岡県藤枝市岡出山2-15-25

　　　　　　　　TEL：054-643-3165　FAX：054-631-9082

（4）提出方法　　持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）とします。

５　プレゼンテーション

1. 開催日時　令和元年5月31日（金）15：00～
2. 会　　場　藤枝市役所南館2階　会議室
3. 説明時間　20分以内、質疑応答10分程度

　　　　　※説明準備は、説明時間に含めず、開始時刻前に速やかにしてください。また、説明は制限時間を超えた場合、途中でも終了とするので注意してください。

1. 説明方法　説明者は、本業務に携わる担当者２名以内とし、説明は企画提案

書等に従い簡素明瞭に行ってください。なお、パワーポイントを使用する場合は、マイクロソフトパワーポイント２０１０に対応する形式のデータを事前に送付してください。（パワーポイント2010がインストールされたＰＣ、プロジェクター及びスクリーンは事務局にて準備します）

６　選定方法

本プロポーザルによる受託候補者を選定するため、「交流・連携強化事業セミナー・交流会企画運営業務プロポーザル選定審査委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

1. 選定委員

『交流・連携強化事業　セミナー・交流会企画運営業務プロポーザル方式審査委員会設置要綱』の定めにより選出します。

1. 審査基準

審査委員は、企画提案書の内容について、別に定める審査項目に基づき以下の５段階評価を基準として、評価を行います。（評価内容の表現は項目ごと異なる。）なお、審査委員は必要に応じて中間の評価点をつけることができるものとします。

各審査委員が採点し、合計点の最高点と最低点を除いた平均点が、最低基準点の６０点を超える最高得点者を委託候補事業者として選定します。なお、同じ最高点、最低点を付けた審査委員が複数いるときは、それぞれ１人分の点数を除くものとします。また、最高得点者が複数あった場合や、上記の基準を満たすものがない場合は審査委員の協議により決定します。

なお、プロポーザルに参加する事業者が１者の場合においても別紙審査基準に基づき審査を行い、合計点の最高点と最低点を除いた平均点が、最低基準点の６０点を超えなければ、委託候補事業者として選定しません。

【５段階評価】

|  |  |
| --- | --- |
| 評価点 | 評価内容 |
| １０ | 極めて高い |
| ８ | 高い |
| ６ | 普通 |
| ４ | やや低い |
| ２ | 低い |

1. 留意事項
2. 参加事業者数又は提案辞退等により、審査対象事業者が１者のみとなった場合でも、プレゼンテーションは実施します。
3. プレゼンテーション審査において、全審査委員の評価点合計の平均点が６０点未満となる場合は、受託候補者として選定しません。
4. 審査結果に関する異議は一切受け付けません。

７　審査結果通知

事業者決定後、速やかに全参加者へ郵送で通知します。また、藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワークホームページにて公表します。

８　契約について

1. 契約手続き

藤枝市財務規則等の関係法令の規定に基づき、受託候補者と委託契約を締結します。

1. 契約書・仕様書等の作成

市では、審査委員会での提案内容及び審査結果を受け、委託候補事業者と市担当課の間で事前に協議し、仕様書及び契約書等を作成します。ただし、場合によっては、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を行うことがあります。またこれに基づく見積書を改めて提出していただきます。

1. 再委託等の禁止

受託者は、本業務の全部を再委託もしくは請け負わせることはできません。ただし、本業務の一部を再委託もしくは請け負わす場合に限り、事前に書面により市の承諾を得たときは、この限りではありません。

９　応募に係る留意事項

1. 募集要項の承諾

応募企業･団体等は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

1. 応募団体等が次のアからケに該当する場合は、応募することができません。
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
3. 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
4. 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
5. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
6. 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
7. 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
8. 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
9. 政治団体（政治資金規正法第３条の規定によるもの）
10. 宗教団体（宗教法人法第２条の規定によるもの）
11. 応募企業･団体等の失格

応募した企業･団体等が次の事項に該当した場合には、失格とします。

1. 募集要項に定める手続きを遵守しない場合
2. 応募書類に虚偽の記載をした場合
3. 応募書類の返却について

応募書類は返却しません。また、提出期限以降の差替え及び再提出は原則認めません。

1. 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、有識者に閲覧させることがあります。

また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。

1. 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

1. 費用負担

応募に関して必要となる全ての費用は、応募する企業･団体等の負担とします。

1. 応募書類の取り扱い
2. プロポーザルにかかる提案書等の著作権は当該提案書等を作成した者に帰属します。
3. 藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワークは、プロポーザル方式の手続きおよびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部について複製等を行うことができるものとします。
4. 提出された書類は、市情報公開条例に基づく開示の対象文書となります。

１０　その他

1. 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者が負担する。
2. 提出書類は本プロポーザル以外での無断使用はしない。ただし、「藤枝市情報公開条例」等の関連規程に基づき公開する場合がある。
3. 電子メール等の通信事故については、藤枝市はいかなる責任も負わない。
4. 選定された企画提案書の内容については、協議の上、内容を一部変更する場合がある。

１１　本プロポーザルに関する問い合わせ先

藤枝市農商工連携・６次産業化推進ネットワーク

（事務局：藤枝市産業振興部産業政策課）

〒426-00268　静岡県藤枝市岡出山2-15-25

TEL：054-643-3165　FAX：054-631-9082

e-mail：sangyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp